



「ローン・セカンダリー市場における情報開示に関する行為規範」公表にあたって

ローン・セカンダリー委員会では、貸付債権のセカンダリー市場での譲渡取引における情報開示のあり方について、委員会内にワーキング・グループ（「WG」）を設置、本年6月より検討を進めて参りました。

今般、WGの検討成果を委員会にて採択し、理事会の承認を得たうえで「ローン・セカンダリー市場における情報開示に関する行為規範」として公表することとなりました。

貸付債権の売買は、信用リスクを売買することを意味しますので、信用リスク評価にあたって、取引当事者間での情報の授受は欠かせないものと考えられます。しかしながら、かかる情報授受の態様は様々になりえます。その態様次第では、取引当事者の自己責任原則との平仄、金融機関の守秘義務との関係、といった点で問題が発生する虞もあります。

そこで、本WGにおいては、かかる留意点を巡り、現在の譲渡取引の実態および環境を踏まえたうえで、情報の取扱いのあるべき姿について検討してきたものです。なお、本行為規範は、長島・大野・常松法律事務所の諸先生による法的論点の整理をベースに作成されております。

JSLA所属会員のみならず、多くの本邦ローン・セカンダリー市場参加者が本行為規範の内容を確認し、本行為規範に従い行為することが強く期待されています。かかる行為が定着することにより、商慣習が確立され、安定感ある市場が健全な形で成長・存続することにつながるものと考えております。

平成14年10月

ローン・セカンダリー委員会

情報開示にかかる行為規範検討WG

WGリーダー	三井住友銀行
	三菱信託銀行
WGメンバー	信金中央金庫
	住友信託銀行
	東京三菱銀行
	UFJ銀行
	BNPパリバ銀行



(ローン・セカンダリー委員会)

委員長 三井住友銀行

副委員長 信金中央金庫、住友信託銀行、野村證券、三菱信託銀行

委員 あおぞら銀行、クレディ スイス ファースト ポストン証券会社、
新生銀行、住友生命保険、大和銀行、大和証券エスエムビーシー、東
京三菱銀行、日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社、農林中央金
庫、BNPパリバ銀行、広島銀行、三菱証券、モルガン・スタンレー
証券会社、UFJ銀行、UBS銀行